

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : ①(株)和田組
②(株)片山工務店
業者の住所 : ①岡山県倉敷市水島東千鳥町1-1
②岡山県倉敷市神田4-10-15
- 2 指名停止措置の期間 : 平成23年 9月 5日～平成24年 1月 4日(4ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

平成22年8月に実施された倉敷市発注の下水管理設工事をめぐる談合容疑事件で、岡山地検は、平成23年7月29日、(株)和田組の代表取締役、(株)片山工務店の元代表取締役及び川上建設(株)の代表取締役を5件の入札に係る談合罪で在宅起訴した。

5 指名停止措置理由

(株)和田組の代表取締役及び(株)片山工務店の元代表取締役が、談合罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第7号(競売入札妨害又は談合)に該当するものである。

なお、川上建設(株)については、当社の競争参加資格を有していないため、指名停止措置は行わない。

(参考)

＜工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2＞

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 9 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026